

「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）について

（海洋建築工学科）

海洋建築工学科では、「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）に掲げる資質・能力の修得のため、以下のとおり教養教育関係の授業科目及び専門教育関係の授業科目を科目間の内容の関連性や学修内容の純自制を踏まえて体系的に編成し、授業科目に適切な方法（講義，演習，実験，実習，実技）で授業を行います。

- 【a】 教養教育関係の授業科目の修得により，幅広い知識・教養・情報処理及び外国語の基本を修得する。
- 【b】 基礎教育科目の履修をとおして問題意識力を養い，幅広い学術的知識をもって問題解決力を身に付ける教育を行う。
- 【c】 専門教育課程の基礎では，主体的・能動的に学修することを身に付ける教育を行うとともに，コミュニケーション能力を高める教育を行う。
- 【d】 1年次から継続的に取り組む実験・実習科目をとおして，講義内容の知識を深めるとともに海洋環境，建築構造，エネルギー開発に関わる実務的な技術を理解するための教育を行う。
- 【e】 1年次から継続的に取り組むデザイン演習科目をとおして，建築物をデザインする能力を養い，人にやさしい建築空間のあり方の教育を行う。
- 【f】 建築計画・設備系関連科目を系統的に学修するプログラムにより，快適な居住空間・都市空間・海洋空間の創生に必要な知識を身に付けるための教育を行う。
- 【g】 建築構造関連科目を系統的に学修するプログラムにより，安全・安心な建築物を設計・施工できる知識と技術を身に付ける教育を行う。
- 【h】 建築材料・生産関連科目を系統的に学修するプログラムにより，建築材料の力学的特質・施工技術・仕上げ加工に関わる知識を身に付けるための教育を行う。
- 【i】 海洋環境系科目を系統的に学修するプログラムにより，海洋環境特性，海洋利用計画，防災技術，生態学，維持管理に関する知識を総合的に身に付ける教育を行う。
- 【j】 資源・海洋エネルギー系科目を系統的に学修するプログラムにより，エネルギー政策，海洋開発技術，再生可能エネルギー資源に関わる知識を総合的に身に付ける教育を行う。